

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
(業務改善助成金)

申請マニュアル

厚生労働省労働基準局賃金課

2021.8

目次

業務改善助成金の概要

1 助成金の概要	3
2 支給対象となる取組	3
3 対象となる事業主	3
4 助成額	3
5 不交付要件	5
6 対象となる経費	6

業務改善助成金の事務手続き

1 助成金交付申請書の提出等	7
----------------	---

その他

1 消費税仕入控除税額について	8
2 特例について	8
3 申請書類等の提出先	9

業務改善助成金の概要

1 助成金の概要

業務改善助成金は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としており、「事業場内で最も低い賃金」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

2 支給対象となる取組（交付要綱第4条第1項及び第2項）

）賃金引上げ計画を策定すること

雇入れ後3月を経過した労働者のうち、事業場内で最も低い時間当たりの賃金額（以下、「事業場内最低賃金」という。）を表1のコース区分毎に定められた引上げ額以上に引き上げるとともに、就業規則等でその引き上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

）生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、その費用を支出すること。

3 対象となる事業場（交付要綱第2条及び別表第1）

）表1で定めるいずれかに該当する中小企業事業者であること。

）日本国内の事業場で所属する労働者が100人以下であること。

）事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること。

【表1：中小企業の定義】

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

資本金の額又は出資の総額、常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要。

4 助成額（交付要綱第4条第1項～第4項、別表第1～第3）

上記2の、の要件を満たした場合に、で要した費用に表2で定める助成率を乗じた額又は表2の人数に応じてで定める上限額のいずれか低い額を支給します。

次の特例事業者に該当する場合、10人以上の上限額区分を適用することができます。

- ・事業場内最低賃金が900円未満の事業場
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生産量（額）又は売上高等事業活動を示す指標（生産指標）の最近3か月間の平均値が、前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者（p8「その他」「2特例について」参照）

【表 2：業務改善助成金の概要】

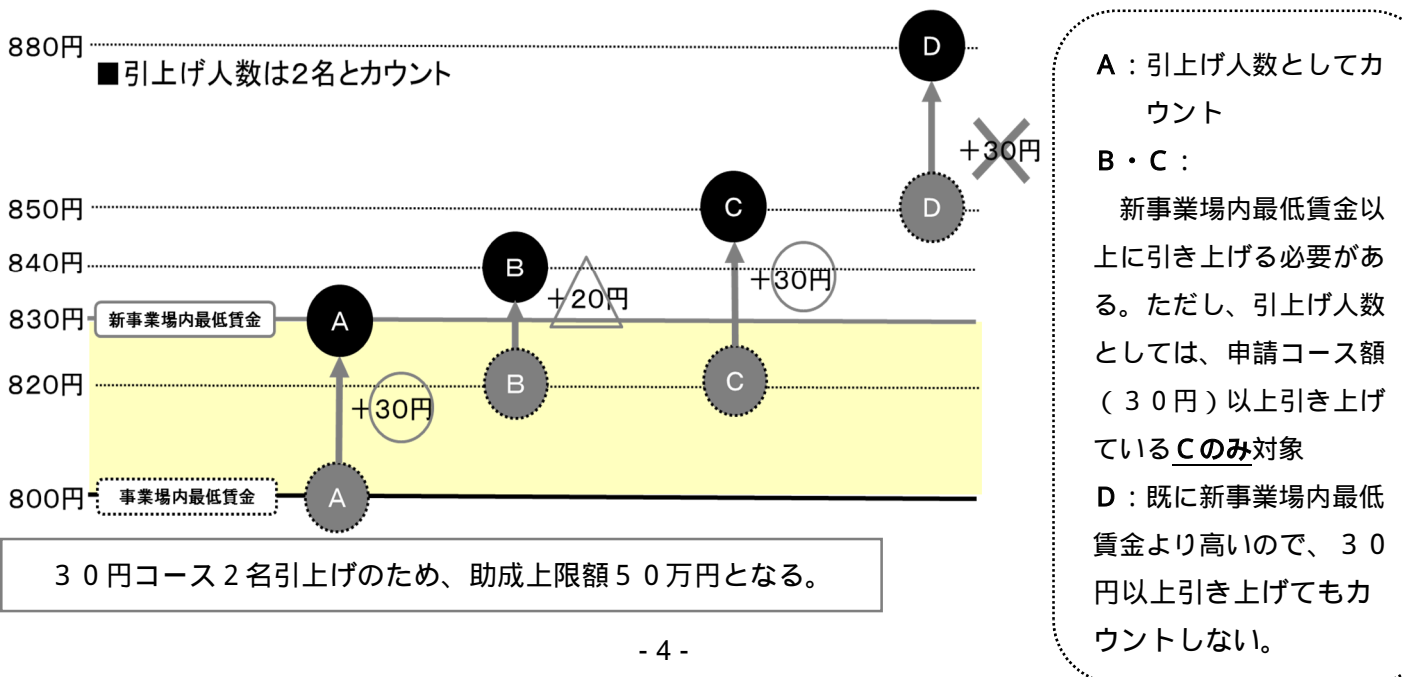
コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成率
20 円コース	20 円以上	1 人	2 0 万円	【事業場内最低賃金 900 円未満】 4 / 5 生産性要件を 満たした場合は 9 / 1 0 【事業場内最低賃金 900 円以上】 3 / 4 生産性要件を 満たした場合は 4 / 5
		2 ~ 3 人	3 0 万円	
		4 ~ 6 人	5 0 万円	
		7 人以上	7 0 万円	
30 円コース	30 円以上	1 人	3 0 万円	
		2 ~ 3 人	5 0 万円	
		4 ~ 6 人	7 0 万円	
		7 人以上	1 0 0 万円	
45 円コース	45 円以上	1 人	4 5 万円	
		2 ~ 3 人	7 0 万円	
		4 ~ 6 人	1 0 0 万円	
		7 人以上	1 5 0 万円	
60 円コース	60 円以上	1 人	6 0 万円	
		2 ~ 3 人	9 0 万円	
		4 ~ 6 人	1 5 0 万円	
		7 人以上	2 3 0 万円	
90 円コース	90 円以上	1 人	9 0 万円	
		2 ~ 3 人	1 5 0 万円	
		4 ~ 6 人	2 7 0 万円	
		7 人以上	4 5 0 万円	

(1) 事業場内最低賃金の引き上げ

- ）全ての労働者を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。
- ）引き上げる労働者数に応じて助成上限額が変動します。(表 2)
- ）事業場内最低賃金の者以外にも申請コース額以上に引き上げた場合は引上げ人数にカウントします。

< 例：事業場内最低賃金 8 0 0 円、3 0 円コースの場合 >

全労働者の賃金を 8 3 0 円以上まで引き上げる必要がある。



事業場内最低賃金等の計算方法について

日給の場合：1日の所定労働時間で、賃金額を除算して時間あたりの賃金額を算定します。

月給の場合：1ヶ月の所定労働時間で賃金額を除算して時間あたりの賃金額を算定します。

歩合給を含む場合：歩合給については、申請直近の1年間（雇入れ後1年に満たない者については少なくとも3月間）の合計額を、その間の総実労働時間で除し、除した額に、固定給の時間当たりの額を加えて算定します。

以下の手当は最低賃金に算入しません。

臨時に支払われる賃金、1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、時間外労働・休日労働・深夜労働（22時から5時までの労働）に対する割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当

（2）助成率

）引き上げ前の事業場内最低賃金 900 円以上の場合 3 / 4（4 / 5）

）引き上げ前の事業場内最低賃金 900 円未満の場合 4 / 5（9 / 10）

（ ）内は生産性要件を満たした場合の助成率。

生産性要件：

「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、6%以上伸びている場合又は1%以上（6%未満）伸びている場合をいいます。1%以上（6%未満）の場合は、金融機関から一定の事業性評価」を得ている必要があります。

5 不交付要件（交付要綱第4条第5項）

以下に該当する場合は、交付の対象となりません。

申請前3月及び賃金の引上げを行ってから6月を経過するまでの間に、

ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

エ 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

過年度に業務改善助成金の交付を受けた事業場であって、当該助成事業完了日以後の労働者の賃金額が当該助成事業において定めた事業場内最低賃金額を下回る場合

申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から支払請求を行った日の前日又は賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合

申請書及び事業実績報告書の提出日から起算して過去3年以内に事業場の所在地を所轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合

事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合

事業主等又は事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合

申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に定める徴収金を滞納している場合

申請手続又は支払請求手続の時点で倒産(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること)している場合

不正受給が発覚した場合に、所轄労働局長等が実施する事業主等の公表について同意していない場合など

6 対象となる経費(交付要領別紙3)

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等であって、表3に区分される経費

【表3：経費区分】

謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費
--

【参考：対象となる設備投資の一例】

- ・ POS レジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

以下の経費は対象となりませんので、ご注意ください

単なる経費削減を目的とした経費((例)LED電球への交換等)

不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費((例)エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)

通常の事業活動に伴う経費((例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)

法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費

交付決定日以前に導入又は実施した経費

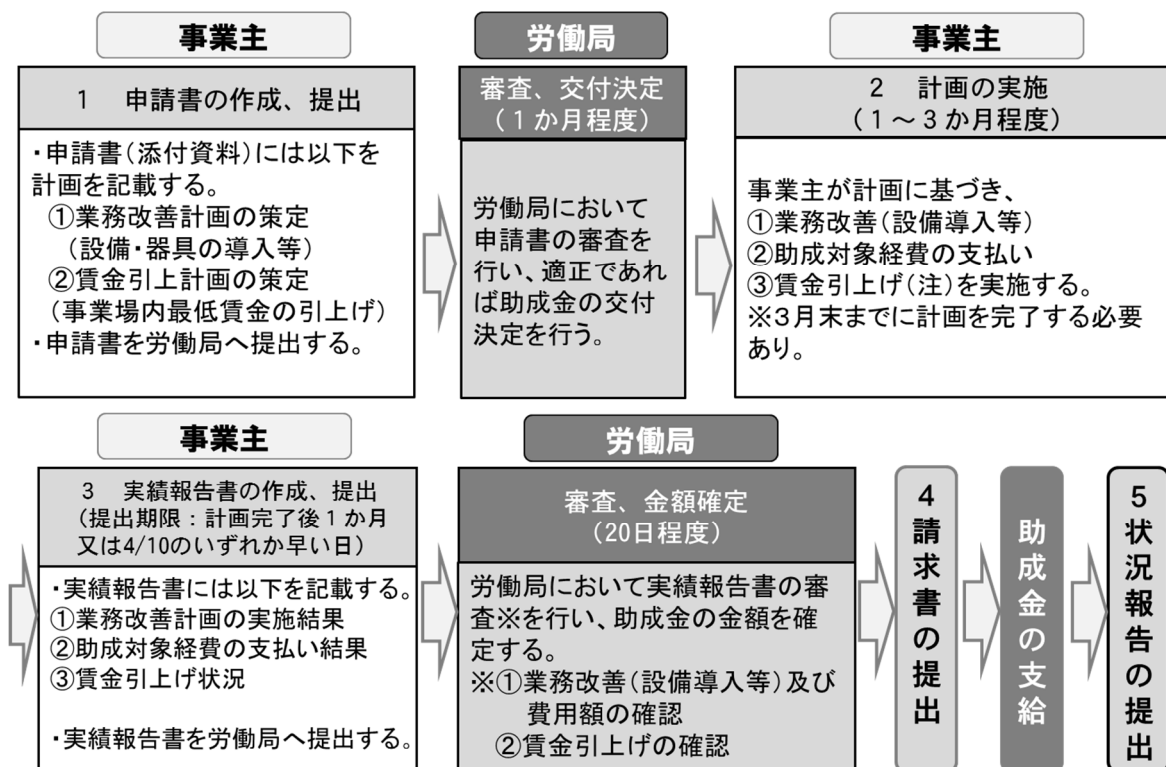
申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないもの

経費の算出が適正でないもの

など

業務改善助成金の事務手続き

【手続きフローチャート】



1 助成金交付申請書の提出

業務改善計画(設備投資などの実施計画)と賃金引上計画(事業場内最低賃金の引上計画)を記載した交付申請書(様式第1号)を作成し、都道府県労働局に提出する。

添付書類：

国庫補助金所要額調書(別紙1) 事業実施計画書(別紙2) 助成対象経費の見積書(2社分) 申請前3月分の賃金台帳の写し など

2 業務改善計画と賃金引上計画の実施

労働局からの交付決定通知後、業務改善計画に基づき、設備投資等を行う。

なお、申請書(別紙1、別紙2を含む)の内容が変更となる場合は、予め計画変更申請書(様式第3号)を所轄労働局長に提出し、承認を受ける必要があります。

3 事業実績報告書の提出

業務改善計画の実施結果と賃金引上げ状況を記載した事業実績報告書(様式第9号)を作成し、都道府県労働局に提出する。

添付書類：賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、事業場内最低賃金を規定した就業規則等の写し、導入した設備投資等に関する書類(納品書、写真等) 経費の支出に関する書類(請求書、領収書、費用の振込みが確認できるもの等)

4 助成金の支払い

助成金額の確定通知を受けた事業主は、支払請求書(様式第13号)を提出する。

5 状況報告の提出

助成金支給後、状況報告(様式第8号)の提出により、5 不交付要件 について確認します。

添付書類：賃金を引き上げてから支払請求手続を行った日の前日又は賃金を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの全労働者の賃金台帳の写し

注1：交付申請書を都道府県労働局に提出する前に設備投資等や事業場内最低賃金の引上げを実施した場合は、対象となりません。

注2：事業場内最低賃金の引上げは、交付申請書の提出後から事業完了期日までであれば、いつ実施しても構いません。

注3：設備投資等は、交付決定通知後に行う必要があります。

詳細は別添の申請書等記載例をご確認ください。

その他

1 消費税仕入控除税額について（交付要綱第14条関係）

（1）助成対象経費からの消費税額の除外について

交付申請書の助成金申請額の算定段階において、消費税額は助成対象経費から除外して助成金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、以下に掲げる事業主については、改善事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとします。

免税事業者である事業主

消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）事業主

消費税法別表第3に掲げる法人の事業主

自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業主

（2）消費税額を含めて交付決定がなされた場合

交付決定で消費税額を含めて交付決定がなされた後、支給申請時に消費税仕入控除税額が明らかな場合には、消費税額を減額して報告頂くようお願いいたします。

（3）消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

消費税額を含めて助成金を受給した事業主においては、消費税額の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む。）は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第11号）を速やかに提出してください。

具体的な作成のポイントについては、別添の申請書等記載例を参照してください。

2 特例について（交付要綱第4条第4項関係） 令和3年8月から

（1）特例事業者の要件

）賃金要件

事業場内最低賃金が900円未満の事業場が該当する。

交付申請書（様式第1号）の記載内容により、判断しますので、追加資料の提出はありません。

）生産量要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産量（額）又は売上高等事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）の最近3か月間の平均値が、前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者が該当する。（「事業活動の状況に関する申出書」により該当の有無を確認します。）

本要件に該当する場合であっても、（2）の 上限額及び 対象経費のいずれの特例も適用する必要がなければ、申出書を提出する必要はありません。

(2) 特例措置の内容

助成上限額の特例

上記(1)のいずれかの要件に該当する場合、表4の上限額区分を適用することができます。

【表4：特例事業者に該当する場合の上限額】

特例事業者に該当する場合の上限額		
	引上げ労働者数	上限額
20円コース	10人以上	80万円
30円コース		120万円
45円コース		180万円
60円コース		300万円
90円コース		600万円

対象経費の特例

(1) 特例事業者のうち、()生産量要件に該当する事業者で、引き上げ額30円以上のコースを利用する場合に限り、以下の設備投資に係る費用を助成対象とすることができます。

- ・乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等の端末及び周辺機器(新規購入に限る。)

3 業務改善助成金の申請窓口

都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号	都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号
北海道	雇用環境・均等部 企画課	011-788-7874	滋賀県	雇用環境・均等室	077-523-1190
青森県	雇用環境・均等室	017-734-6651	京都府	雇用環境・均等室	075-241-3212
岩手県	雇用環境・均等室	019-604-3010	大阪府	雇用環境・均等部 企画課	06-6941-4630
宮城県	雇用環境・均等室	022-299-8844	兵庫県	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700
秋田県	雇用環境・均等室	018-862-6684	奈良県	雇用環境・均等室	0742-32-0210
山形県	雇用環境・均等室	023-624-8228	和歌山県	雇用環境・均等室	073-488-1170
福島県	雇用環境・均等室 企画調整・助成金係	024-536-2777	鳥取県	雇用環境・均等室 企画担当	0857-29-1701
茨城県	雇用環境・均等室 助成金係	029-277-8294	島根県	雇用環境・均等室	0852-20-7007
栃木県	雇用環境・均等室	028-633-2795	岡山県	雇用環境・均等室	086-224-7639
群馬県	雇用環境・均等室	027-896-4739	広島県	雇用環境・均等室	082-221-9247
埼玉県	雇用環境・均等室	048-600-6210	山口県	雇用環境・均等室	083-995-0390
千葉県	雇用環境・均等室	043-221-2307	徳島県	雇用環境・均等室	088-652-2718
東京都	雇用環境・均等部 企画課	03-6893-1100	香川県	雇用環境・均等室	087-811-8924
神奈川県	雇用環境・均等部 企画課	045-211-7357	愛媛県	雇用環境・均等室	089-935-5222
新潟県	雇用環境・均等室	025-288-3527	高知県	雇用環境・均等室	088-885-6041
富山県	雇用環境・均等室 企画	076-432-2740	福岡県	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4717
石川県	雇用環境・均等室	076-265-4429	佐賀県	雇用環境・均等室	0952-32-7218
福井県	雇用環境・均等室 助成金係	0776-22-0221	長崎県	雇用環境・均等室	095-801-0050
山梨県	雇用環境・均等室	055-225-2851	熊本県	雇用環境・均等室	096-352-3865
長野県	雇用環境・均等室	026-223-0560	大分県	雇用環境・均等室	097-532-4025
岐阜県	雇用環境・均等室	058-245-1550	宮崎県	雇用環境・均等室 企画班	0985-38-8821
静岡県	雇用環境・均等室 企画	054-252-5310	鹿児島県	雇用環境・均等室 (企画担当)	099-222-8446
愛知県	雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)	052-857-0313	沖縄県	雇用環境・均等室 (助成金関係)	098-868-4403
三重県	雇用環境・均等室	059-261-2978			